

## はじめに

「廃棄物処理法」第 9 条の 3 に基づき、建替計画を進めている一般廃棄物処理施設（焼却施設）を設置することにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、事前に生活環境影響調査を行い、その結果を基に、周辺環境に配慮した、きめ細かな対策が講じられるよう検討した上で、施設整備の計画を作成することを目標に行った。